

平成28年3月23日文教科学委員会議事録

参議院議員 松沢 成文

○松沢成文君 無所属の松沢成文でございます。

まず、質問に入る前に、今日、質問時間帯の調整で委員長を始め理事の皆さんには大変お世話になりましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。

大臣、私は、昨年四月に、参議院の予算委員会と参議院のこの文部科学委員会で、実は国立大学の重要式典における国旗掲揚、国歌斉唱の問題について質問をいたしました。それ以降、メディアの関心も大変に高く、各新聞社は社説で意見を述べていましたし、また新聞の投稿欄でも様々な意見が届いていたようでございます。私の下にも様々な意見が届きました。

まず、そこで、馳文科大臣は、国立大学における重要式典においての国旗掲揚、国歌斉唱、まだやっていない大学もたくさんあるわけですね。そういう状態の中で、この問題についてどういう御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣（馳浩君） 小中高校においては、学習指導要領に基づき、国旗、国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てるとともに、入学式、卒業式においては国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導しております。

国立大学では学習指導要領のようなものはなく、入学式、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の取扱いは各大学の自主的な判断に委ねられているところでありまして、各大学が適切に判断すべきものであると考えております。

○松沢成文君 文部科学省としては模範解答だと思いますが、私は大臣の御意見を聞きたかったので、またこれから聞いていきます。

私は、国立大学は国あつての大学であります。ですから、この国立大学において、確かに学習指導要領、大学には適用はないけれども、やはり国民の儀礼的な感覚としては、重要な式典、それも国の絡む重要な式典では、国旗、国歌があるというのはほぼ常識になってきているんですね。国際的に見ても、どこの国でもそれはやっています。スポーツ大会を見れば御承知のとおり。ですから、私は、国立大学においても、最終的には各大学の自治権がありますから判断ですが、でき

る限りやっぱりしっかりと対応してほしいなというふうに思っているんですね。

そこで、実は文科大臣に対してこの問題しっかりと議論していきたいので、まず全国の国立大学の調査をお願いして、去年とおととの分ですね、卒業式、入学式の調査の結果も上がってきました。それと同時に、最終的には大学の自主権だということは、大学の自治だということは分かりますが、しっかりと文科省としても考え方、それを伝えるべきだということで、文科大臣、これは要請と言っては文科大臣は言い過ぎだと、お願いベースで実は国立大学の学長会議でお願いをしたということでもあります。

馳大臣は、この文科大臣のこの要請の内容についてどのように思われますか。適切だと考えておりますか。

○国務大臣（馳浩君） 下村前大臣の要請は文部科学省の所掌事務の範囲内で行ったものであり、適切であると考えております。

また、各大学における実施状況の把握についても、実施状況という事実関係のみの確認であり、照会を行うことが大学に過度な負担を強いるものではないため適切であると考えております。

○松沢成文君 下村文科大臣のこの要請の中の文言に、最後に、各大学にですね、適切に御判断いただくようお願いをしますという言葉があるんですね。ここで言う適切な判断というのはどういうことを言っているんでしょうか。

○国務大臣（馳浩君） 各大学における入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いについては、国旗掲揚、国歌斉唱が長年の慣行により広く国民の間に定着していること、また、平成十一年八月に国旗及び国歌に関する法律が施行されたことを踏まえ、改めて考えていただき、御判断いただくことであると考えております。

適切に御判断いただくとは、前年までの取扱いを形式的に継続するというのではなく、長年の慣行や法律が施行された趣旨を踏まえ、改めて考えていただくということでありまして、ただ、その形式や結果を問うことは考えておりません。

○松沢成文君 各国立大学の学長さんもこの要請の内容について様々なコメントを出しているんですね。やっぱりちょっと勘違いをされているんじゃないかなという学長さんもいて、そういう学長さんの意見は、大学の最終的な自主的な判断に任されているというふうに大臣は言ったから、それを適切に判断するという考え方なんですね。

ところが、下村大臣は、国旗、国歌が長年の慣例によって広く国民

の中で定着しているんだと、そしてまた、平成十一年には国旗、国歌に関する法律が施行されたことも踏まえ、これで各大学においては、入学式、卒業式における国旗、国歌の取扱い、今大臣おっしゃったように、前例踏襲ではなく、ここでもう一度考え直してしっかりと判断してくださいよと。

だから、言葉を換えて言うと、最終的には大学の判断だけれども、でも国としては、こういう状況も踏まえて、できればきちっと国旗、国歌を揚げたり斉唱したりしてくださいねと。それをお願いした上で適切な判断ということによろしいんですね。

○国務大臣（馳浩君） 文部科学省は、文部科学省設置法第四条第十五号の規定により、大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関することを所掌事務としております。下村前大臣の要請も、この所掌事務の範囲内で行ったものがあります。

また、各大学における実施状況についても、所掌事務に基づいて照会を行い、状況の把握を行ったものであります。

○松沢成文君 大臣、それ、次の質問の答弁なんですね。いや、関連していますから。

この下村大臣が行った要請ですね、これの法的根拠はあるのかと、衆議院で大臣聞かれて、衆議院の委員会で、それで、今、馳文科大臣がおっしゃったように、文科省設置法の四條の十五項の規定で、大学、高専における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言、この助言のところを使って、これは文科省の所掌事務であるので、文科省としてこういう考え方を助言したと。だから、できればそれを考えて最終的な判断をしてくださいねと、こういうことだったというふうに思うんですね。

さあ、それでは、大臣もこの文科前大臣が行った要請だとかあるいは状況調査、これはきちっとやったことを評価されているんですね。そうであれば、大臣、今年も大学の学長の会議もございます。今年も、今、各国立大学で国旗・国歌がどういう状況なのか、これについて実態を調査して、そしてまた学長会議ではきちっと文科省として、大臣としての考え方を申し述べる。これ、お願いベースかもしれませんが、最終的には大学の判断ですが、文科省としてはこう考えているのでしっかりと判断をしてくださいねということをその会議で改めて、新大臣になったんですから、要請をするということによろしいですね。

○国務大臣（馳浩君） 既に昨年六月の国立大学法人学長等会議にお

いて、下村前大臣が各学長に対して国旗と国歌の取扱いについて適切に御判断いただくようお願いをしているところであります。これは各大学の自主的な判断に委ねられるべきものであることから、文科省として改めて実施状況を調査することや各学長に対して要請することは考えておりません。

○松沢成文君 大臣、それはちょっとおかしいんじゃないですか。

大臣、実は下村前大臣がこの会議で各学長の皆さんに要請したんですね。そうしたらいろんな反応が出てきているんですよ、私から見ると好ましい反応も好ましくない反応もありますけれども。

例えば名古屋大学の学長さんは、対応を検討する要請と受け止めている、十分に議論をしたいと、前向きに議論していきますよということなんですね。名古屋大学は国旗も国歌もやっていなかったんです。まず国旗については、いろいろそういう動きもあるだろうからきちっと議論していきたいと言っているんですね。前向きですね、議論については。

あるいは、滋賀大学の佐和学長さんはかなり辛口で、学長就任の二〇一〇年、既に国旗は掲揚されていたが国歌は斉唱していなかった、要請があったからといって従い、現状を変えるつもりは全くない、広く国民に定着しているという文科省の説明にも首をかしげざるを得ない、それでも要請するなら法律で明確に規定してくださいと言いたいと、かなり厳しい御意見ですよ。

これ、各大学の学長さん、いろんな意見言っていますよ。金沢大学の山崎学長さん、この国旗・国歌の斉唱についてはそれぞれの大学で判断すればいいと言う一方で、昨今、若者たちが国歌という、君が代のことですね、国歌という意識が全くないことに懸念を覚える。ですから、金沢大学の場合は国旗はやっていた、国歌はやっていなかったけれども、でも国歌についてもやっぱりしっかりとここは若い人たちに認識してもらった方がいいかなという問題提起もしているんですね。

それから、例えば国旗・国歌、両方ともやっていなかった宮崎教育大の学長さんは、要請は学内で考えるいい機会になる、これまで前例踏襲でやってきたが今後検討したいということで、学内でも慎重にかもしれないけどどんどん議論していきたいというふうになっているんです。

大臣の要請というのが、それぞれの国立大学の学長さんあるいは教授の皆さん、いろいろ協議会がありますよね、そこでの議論になってきているんですね。私は、これはしっかりと大臣が要請して、国立大

学もしっかり考えて議論するようになる、そしてその理由もきちっと言うようになる、そうやって初めて国民の皆さんも国立大学についていろいろ考えるようになるんですね。あるいは、国立大学を受けようとする受験生の皆さんにとっても、ああ、なるほどこの大学はこういうポリシーがあるのか、それはいいなとか、いや、こういうポリシー俺は気に食わないな、やめたというのものもあるかもしれません。

これ、極めて重要な情報なんですよ。というのは、メディアがあれば社説で全部取り上げる、そして国民の皆さんの投書もあふれんばかりに来る。私のところにも相当来ました。国民的関心事なんですね。ですから、文部科学省がそれをきちっと把握しよう、全国の大学で今どういう状況になっているか把握しよう、そして、できれば国旗を揚げる揚げない、揚げるにしても揚げないにしてもその理由、国歌を歌う歌わない、その理由というのをきちっと提示をしてもらおうと、国の主権者である国民の皆さんが国立大学の運営をしっかりと知ることによって判断ができる、受験生たちも国立大学の在り方をきちっと自分なりに判断できることにつながるんですね。

ですから、私は、こういう調査や要請、要請は毎年やれとは言いませんけれども、毎年やることによって国民がいろいろ考えるようになるんです。ですから、是非ともこの実態調査は続けていただきたいと私は考えるんですが、いかがですか。

○国務大臣（馳浩君） 各大学において判断されることでありますので、毎年こういった調査をするようなつもりはありません。

同時に、これはマスコミ等が問合せをしたら、それに対しては適切に各大学の学長も答えておられますので、そういった情報公開というか、ことは各大学もそれぞれされていることでありますので、私はそれで十分だと思っています。

それに私自身も、下村前大臣の問題意識、また法的根拠、そして要請、お願い、この一連の動きについては十分理解をし、その姿勢を受け継いで大臣を務めておるところでありますので、したがって、改めて毎年繰り返し同じようなことをするつもりはありません。

○松沢成文君 国がきちっと国の立場で各国立大学についてどういふふうに対応しているのかというのを調査しないと、実はやっぱりメディアが調査するようになります。というのは、メディアは、国民的な関心事だと分かっていますから、これを必ず各国立大学にアンケートをしていっちゃうんですね。メディアの場合は、できるだけ意見を引き出したいので、大学名は伏せてもいいですよというアンケートにな

ってきます。そうすると、報道がどんどんどんどん偏ってしまう可能性もあるんですね。

大臣、ここをよく聞いていただきたいんですが、国立大学であれば、これ国が関与してつくっている大学です。国の方針も学校の運営だとか教育内容に生きている大学なんですね。そうであれば、どのような理由で国旗掲揚、国歌斉唱を実施しないのか、これは主権者である国民に知らせる義務があるんですよ。ですから、この情報公開、説明責任こそが国民に開かれた国立大学のあるべき姿であって、国民の知る権利に応えるものだと私は考えているんです。

よく国立大学の先生方が大学の自治ということを使うんですね、大学の自治。でも、大学の自治というのは、その前に学問の自由というのがある。これは憲法の二十三条だったかな、学問の自由が保障されています。その学問の自由というのは、あくまでも研究や研究発表や教授の自由であって、それを保障するためのその制度的な保障の枠組みが学問の自治なんですね。ですから、入学式や卒業式という大きな式典に国旗を掲揚する、国歌を斉唱するというのは、何にもこの研究とか研究発表とか教授の自由を侵すものではないですから、これはもう常識的なものであって、国際的な儀礼、あるいは国が関与する団体としての儀礼として私はきちっと対応すべきだというふうに思っているんですね。

ですから、大臣、大学の自治というのは決して秘密主義であってはならないんです。我々は自治があるから自分たち勝手に大学を運用するよと、外にはそのことは絶対知らせないよというのは、国立大学である以上、私は許されないんじゃないかなというふうに思いますね。

ですから、大臣、是非ともこれからきちっと状況調査をしていただいて、それに対して文科省がコメントする必要はないですよ。今年の卒業式、入学式ではこれが実態でありましたと、国民の皆様はそれを見て御判断くださいという国民に対する情報提供の意味でも、きちっと私はこの調査を実施して国民に情報提供いただきたいと思いますが、大臣はどう考えているんですか、文科省の方針ではなくて。それは必要でしょう。

第一、去年、文科省があれだけのことをやっていただいて、今各国立大学でいろんな議論が巻き起こっているんですよ、賛成論も反対論も。それで、よし、ここは改善しようという大学もどんどん現れているんですよ。これは毎年やっていけば、どんどんどんどんいろんな形でいい方向に大学の運営を改善しようという形になっていくんじゃない

いでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣（馳浩君） これは二つの段階、きちんと私もお伝えした方がよいと思っています。

国立大学は、まさしく運営費交付金を大学の運営の重要な財源として運営をされていることは言うまでもございません。したがって、国立大学に教職員として、また学ぶ者として、厳粛な入学式やまた卒業式において、やはりこういう財源の下で運営をされているということ
を自覚をするという観点からも、やはりしっかりとした感謝の気持ち、こういったことを表現するような式典としての在り方が私は望ましいとまず思っております。

と同時に、もう一つ、私が先ほども申し上げたことは、大学のこういった活動については自主的な運営によって行われておりますし、下村前大臣が取り扱われたことについては私はその方針を受け継いで対応しますと、こういうふうに申し上げておりますので、したがって、毎年のように状況調査をするという、そこまでは考えておりません。

○松沢成文君 時間なのでもう最後にしますが、下村大臣の方針を受け継ぐというのであれば、しっかりと状況調査をしてきちっと大臣としての意見を毎年のように学長会議で伝えていく、それによって様々学校の現場も考えるようになる。これが私は改善につながると思いますので、是非とも大臣にはそういう視点で臨んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。